

令和8年度版

上天草市立姫戸小学校

# いじめ防止基本方針

## 目次

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織

第2章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの未然防止のための取組

第3章 いじめの早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための取組

第4章 いじめへの対応

第5章 重大事態への対処

第6章 年間計画

第7章 組織対応マニュアル

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

- (1) いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、また人権にかかわる重大な問題である。
- (2) 全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。
- (3) 以下の児童観、教育観を持って指導を徹底する。
  - ・学校教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫く。
  - ・教職員自身が、児童一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援する。
- (4) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域住民、その他関係機関と連携していじめ問題を克服する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものである。

#### 具体的ないじめの様態

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

#### いじめに対する教職員の基本的認識

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方にも関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む課題である。

### 3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ・不登校対策委員会」
- (2) 構成員
  - <校内> 校長、教頭、教務主任、いじめ情報集約担当者、当該児童の在籍する担任、生徒指導担当、人権教育担当、養護助教諭等
  - <地域> ひめっ子すくすく会議、教育相談員等
- (3) 役割
  - ア 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
  - イ いじめの未然防止
  - ウ いじめの対応
  - エ アンケート調査と分析
  - オ 年間計画に基づく企画と進捗状況確認
  - カ 各取組の有効性の検証
- (4) 開催  
毎月1回 第1火曜日 16:10～16:40

## 第2章 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

- (1) 「暴力を伴わないいじめ」に関しては、被害者側と加害者側の関係が固定的とは限らない。このことから、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものと認識し、全児童を対象に未然防止の取組を行う。
- (2) 次のことをキーワードとして、いじめに向かわない児童を育てる。
  - ア 規律（きちんと学習に参加する児童）
  - イ 学力（基礎的な学力を身に付けた児童）
  - ウ 自己有用感（認められているという実感を持った児童）
  - エ つながり（子どもの居場所推進テーブルに基づく取組）

### 2 いじめの未然防止のための取組

#### (1) 教職員と児童のつながり

- ア 人権が尊重される授業づくり
  - 自己存在感をもたせる支援を工夫する。
  - 共感的人間関係を育成する支援を工夫する。
  - 自己選択・決定の場の設定を工夫する。
- イ 学習規律の徹底
  - チャイム着席の習慣化を図る。
  - 授業中の正しい姿勢の徹底指導をする。
  - 発表の仕方や聞き方を指導する。
  - 忘れ物をさせない指導を徹底する。
- ウ わかる授業づくり（「めあて」「学習活動」「まとめ」の整合性）
- エ 全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫（効果的で意味のあるペア活動、グループ活動）
- オ 情報モラル教育の推進（くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条の活用を含む）
- カ 子どもの話に傾聴する姿勢を全職員がもち、全職員で児童理解に努める。

#### (2) 児童生徒同士のつながり

- ア 学級
  - 授業を中心とした支持的風土づくり
  - 互いを認め合う朝の会・帰りの会
  - 一つの目標に向けて取り組む経験
- イ 異年齢交流
  - 【保小】
    - (低) お互いに高め合う活動（生活・体育）
    - (高) 相手の立場で考える力を育む活動（朝のパワーアップ活動・総合的な学習の時間）
  - 【小中】
    - 目標とする中学生の姿を見て、その姿に近づこうと努力する活動（体育大会・交流給食・合同あいさつ運動）
  - 【小（たてわり班活動）】
    - 仲間意識を育む活動（掃除・給食・運動）
- ウ 児童会主体の集団活動
  - 朝のパワーアップタイムにおける全校体育
  - 児童会の計画による全校遊び
  - 児童会の計画による集会活動

#### (3) 教職員同士のつながり

- ア 児童理解や次週打合わせにおける児童の情報交換
- イ 各種推進委員会を活用した相談体制づくり

#### (4) 学校と家庭、地域・関係機関のつながり

- ア いじめ防止基本方針の周知
- イ くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条及び上天草市「わたしたちのネット利用のルール」の周知
- ウ 子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）による観察
- エ 授業等における地域人材の積極的な活用

### 第3章 いじめの早期発見

#### 1 基本的な考え方

- (1) いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。
- (2) 次のことに留意して、学校総体でいじめの早期発見に努める。
  - ア 児童の些細な変化に気づくこと
  - イ 気づいた情報を確実に共有すること（窓口を教頭に一本化する）
  - ウ 相談体制の定期的な点検
  - エ 児童主体による人間関係づくりを推進し、児童間で相談できる体制づくりを行う。
  - オ 具体的事例を基にどのような行為がいじめに当たるのかを考えさせる機会を設定する。

#### 2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 些細な変化に気づくために、次のことを行う。
  - ア 出席をとる時は一人一人の顔を見て声を聞く。
  - イ 児童の生活ノート・日記・連絡帳、学級日誌などから個人や学級の様子を把握する。
  - ウ 「すくすくカード」から、家庭での生活状況を把握する。
- (2) 定期的なアンケートにより把握する。
  - ア 心のアンケート（6月、11月）と教育相談
  - イ 保護者向けこどものサイン発見チェックリストを活用
- (3) 気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見える気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を週案にメモし、速やかに管理職へ報告・相談する。また、児童理解で全職員に報告する。
- (4) 「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検する。（各学期）

### 第4章 いじめへの対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめにかかる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめにかかる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反しうる。 「いじめ防止等のための基本的な方針」より
--

上記の基本的な方針を踏まえ、いじめの全容を多角的に把握する。

#### 1 いじめの把握

- (1) 本人からの訴え
- (2) 学級担任及び学級担任外の教職員による発見
- (3) 養護助教諭による発見
- (4) アンケート調査による発見
- (5) スクールカウンセラー等の相談員による発見
- (6) 児童（本人を除く）からの情報
- (7) 児童（本人）の保護者からの情報
- (8) 地域住人等からの情報
- (9) 学校以外の関係機関からの情報 など

#### 2 いじめ防止対策委員会への報告

把握者（学級担任等）→情報集約担当者→生徒指導担当者→教頭→校長

#### 3 事実確認・方針決定（いじめ防止対策委員会における協議）

- (1) 事実関係の把握
- (2) いじめ認知の判断
- (3) 指導方針の確認
- (4) 個別指導の検討
- (5) 役割分担（対応チームの編成）
- (6) 全教職員による共通理解
- (7) 関係機関との連携

- 4 いじめ防止対策委員会による対応
- (1) いじめを受けた児童への支援
  - (2) いじめを行った児童への指導
  - (3) 周囲の児童への働きかけ
  - (4) いじめを受けた児童の保護者への支援
  - (5) いじめを行った児童の保護者への助言
  - (6) 市教育委員会への報告
  - (7) 関係機関への相談（児童相談所，警察等）
  - (8) いじめ解消の判断

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの行為から徹底して，守り通す。</li> <li>○安全確保のための監視体制を強化する。</li> <li>○最長3ヶ月を目安にしたいじめ解消に向け，組織的に注視するとともに継続して自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他者の人権を侵す行為であることに気付かせ，他者の痛みを理解させる。</li> <li>○いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。</li> <li>○不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等いじめに向かうことのないよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li>○いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は，許されないことに気付かせる。</li> <li>○自分の問題として捉えいじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに関する事実経過等を説明する。</li> <li>○今後の指導の方針及び具体的な手立て，対応の取組について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実経過の説明をし家庭における指導を要請する。</li> <li>○いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li> </ul>

5 再発防止に向けた取組

- (1) 原因の詳細な分析
  - ア 事実の整理，指導方針の再確認
  - イ 必要に応じて外部の専門家による助言
- (2) 学校体制の改善・充実
  - ア 生徒指導体制の点検・改善
  - イ 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等
  - ウ 児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施
- (3) 教育内容及び指導方法の改善・充実
  - ア 児童の居場所づくり，絆づくりなど学級経営の見直し
  - イ 豊かな心を育てる指導の工夫
  - ウ わかる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を獲得させる指導など授業改善の取組
- (4) 家庭，地域との連携強化
  - ア 教育方針の情報提供や教育活動の積極的な後悔
  - イ アンケート，学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
  - ウ P T A活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成

第5章 重大事態への対処（追加事項）

1 重大事態と意味

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ア 児童が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な障害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

- (2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
 ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。本校は、「愛の1・2・3運動+1」を基本とする。

2 重大事態が発生した場合の対応（重大事態への対応フォロー）

- (1) 重大事態が発生した旨を，上天草市教育委員会に速やかに報告する。  
 (2) 教育委員会と協議の上，当該事案に対処するための組織を速やかに設置する。  
 (3) 上記組織を中心に，事実関係を明確にするための調査を実施する。  
 (4) 児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。  
 (5) 調査結果を教育委員会に報告する。(6) 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

第6章 年間計画

	「子どもの居場所づくり推進テーブル」に基づく学校全体の取組			
	子ども同士	子どもと教職員	教職員同士	家庭地域との連携
4月	歓迎遠足	1学期始業式 入学式		家庭訪問 授業参観 学級懇談会
5月	小中合同体育大会			子どものサイン発 見チェックリスト 学校運営協議会
6月	児童総会	心のアンケート 教育相談	振り返りチェック リスト ひめっ子研修会	
7月				授業参観 学級懇談会
8月		登校日	ひめっ子研修会	PTA 愛校作業
9月		2学期始業式		
10月	集団宿泊教室 修学旅行			
11月	持久走大会	心のアンケート 教育相談	振り返りチェック リスト	学級懇談会 学校運営協議会
12月				
1月		3学期始業式	ひめっ子研修会	子どものサイン発 見チェックリスト
2月	新入生体験入学	心のアンケート 教育相談	振り返りチェック リスト	
3月	児童総会 送別遠足	卒業式 修了式		学校運営協議会 授業参観 学級懇談会
通年	児童会活動 学級の係活動 日常の清掃活動 縦割り班ハッピー 給食 全校遊び	定期的な教育相談 交通安全街頭指導 放課後個別指導	次週打ち合わせ 情報の一本化 校内研修 各種推進委員会 児童理解	通信による定期的 な情報配信 PTA交通指導 地域の人材活用 丸付けボランティア 等